

全体	67
個別	16-01

令和3年度〔監査委員事務局〕目標の成果

課名等	監査委員事務局
-----	---------

区分	項目	監査等の実施における適正な事務補助
1	【内容】 監査委員の事務を補助する組織として、監査委員の指揮のもと公正・中立な立場で行財政の適法性、効率性などを市民の視点でチェックし、特に定期的に行う監査等の一層の充実に努め、適正で、効率的かつ効果的な行財政運営の確保に資する実効性の高い監査等に取り組みます。 具体的には、「令和3年度 対馬市監査実施計画」に基づき監査事務に遅滞のなきよう各種監査（例月現金出納検査、決算審査、定期監査、支援団体等監査等）を行うとともに、「対馬市監査基準」に従って、監査委員が正確かつ効果的な監査等を実施できるよう補助を行います。	
組織目標	【指標】 ○毎会計年度で定期的に行う監査等 ・例月現金出納検査（自治法）…毎月20日以降月末まで（7月を除く） ・決算審査（自治法、公企法）…年1回、7～8月実施 ・定期監査（自治法）…年1回、2月実施 ・財政支援団体等監査（自治法）…年1回、11月実施	
2	○毎会計年度で定期的に行う監査等 ・例月現金出納検査（自治法）…毎月20日以降月末まで（7月を除く） ・決算審査（自治法、公企法）…年1回、7～8月実施 ・定期監査（自治法）…年1回、2月実施 ・財政支援団体等監査（自治法）…年1回、11月実施	
実績（成果）		
3	○	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度中に例月現金出納検査を92日間実施し、288件の指摘をする等、担当部署に対し、検査結果の講評を行いました。 ・決算審査を7月16日から8月4日までの11日間実施し、担当部署に対し、検査結果の講評を行いました。 ・定期監査を2月1日から2月15日までの10日間実施し、検査結果の公表を行いました。 ・財政援助団体等の監査として（一社）対馬観光物産協会への補助事業を始めとする3団体の監査を実施しました。
評価		
4	監査委員の事務を補助する組織として、監査委員の指揮のもと公正・中立な立場で行財政の適法性、効率性などを市民の視点でチェックし、特に定期的に行う監査等を一層充実に努め、適正で、効率的かつ効果的な行財政運営の確保に資する実効性の高い監査等に取り組みます。	
今後の展開		